医感第　812　号
令和８年11月12日

県内各医療機関の管理者　様

静岡県健康福祉部医療局感染症対策課長

今冬の急性呼吸器感染症（ARI)等への総合対策の推進について

日頃から、本県の感染症対策に御理解、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症やインフルエンザに代表される急性呼吸器感染症（Acute Respiratory Infection：ARI）は、国民の健康に対して大きな影響を与えている感染症の一つです。

これらの感染症については、学校や高齢者施設等における集団感染、高齢者や一定の基礎疾患を有する者が罹患すると重症化するリスクがあること等の問題が指摘されており、その発生の予防とまん延の防止が重要な課題とされています。

こうしたことを踏まえ、厚生労働省は、急性呼吸器感染症に関する特定感染症予防指針（令和７年厚生労働省告示第296号）を告示し、「令和８年度今冬の急性呼吸器感染症（ARI）への総合対策について」（資料１）を取りまとめ、併せて「令和８年度冬期　急性呼吸器感染症（ARI）への総合対策に関するＱ＆Ａ」（資料２）及び「急性呼吸器感染症（ARI）に関する施設等内感染予防の手引」（資料３）を策定しました。

また、都道府県等に対して別添の「今冬の急性呼吸器感染症（ARI）への総合対策の推進について（令和８年９月30日付け厚生労働省地域医療計画課ほか連名事務連絡)」（資料４）により通知がありましたのでお知らせします。同通知では、「今冬の急性呼吸器感染症（ARI）の感染拡大に備えた保健・医療提供体制の確認等について」（資料５）により医療提供体制の確認等についての依頼もありました。

県内においては、第40週（９月28日から10月４日）の定点医療機関あたりのインフルエンザ患者数が11.69人となり注意報基準（10人/定点）を上回ったため、10月９日にインフルエンザ感染拡大注意報を発令し、県民の皆様への注意喚起を行ったところです。

なお、令和７年度において新型コロナウイルスを原因とした死亡者数は746人（令和６年度1088人）と減少したものの、インフルエンザを原因とした死亡者数は251人（令和６年度72人）と増加しており、県内の感染症を原因とする死亡者数の１位、２位を占めています。

こうしたことを踏まえ、下記のとおり、引き続き医療提供体制の確保等について御協力をお願い申し上げます。

記

１　県内の状況

（１）定点医療機関当たりインフルエンザ患者数の推移

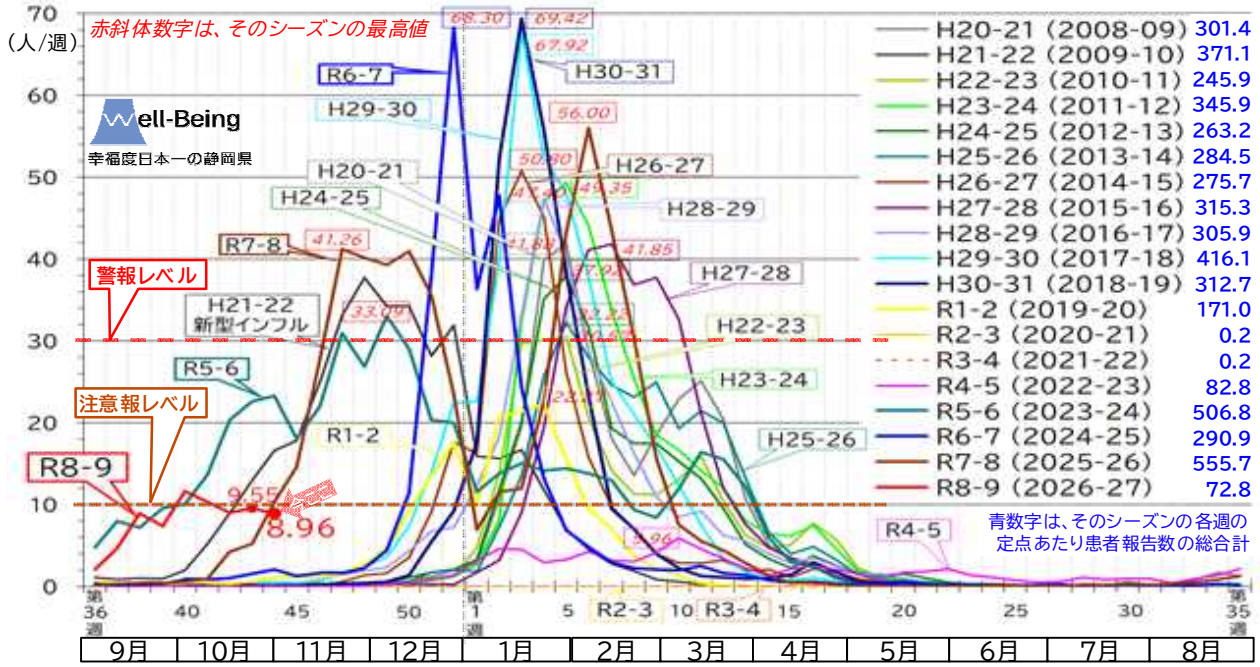
（単位：人／週）

区分	第４０週 9/28～10/4	第４１週 10/5～11	第４２週 10/12～18	第４３週 10/19～25	第４４週 10/26～11/1	前週比 (44週/43週)
本　県 (推計感染者数※2)	１１．６９※1 (11,700人)	１０．４０※1 (10,400人)	９．０９※1 (9,100人)	９．５５※1 (9,600人)	８．９６※1 (9,000人)	０．９４倍
全　国	１１．３５	１２．８１	９．０８	９．４９	１０．２６	１．０８倍

※１　定点医療機関当当たり患者数30人以上で警報レベル（国が全国一律で設定）

※２　推定感染者数：定点医療機関患者数に1,000を掛けた人数（過去実績より算出）

静岡県　インフルエンザ 定点医療機関からの患者報告数　今季と過去18季の比較



（２）医療提供体制等の状況

項目	全県の状況
病床のひっ迫状況	第 44 週時点でひっ迫しているという情報はなし。（関係機関への聞き取り等）
インフルエンザによる新規入院患者数	第 44 週 1 週間で 17 人入院、流行期（第 35 週）からの 10 週間で計 211 人入院（県内 10 の基幹定点報告）
福祉施設からのインフルエンザ等の集団感染の報告件数	昨年同期より減少（第 31 週～第 40 週の報告件数 R7：84 件　R8：56 件）（政令市除く）
医薬品、検査キット及びワクチンの状況	第 44 週時点で一部の薬に出荷制限があるものの、流通上ひっ迫しているという情報はなし。（関係機関への聞き取り等）

２　御協力のお願い

（１）外来医療について

・ARI 等について、広く一般的な医療機関において、診療に対応できるよう患者を受け入れるための適切な準備をお願いいたします。

・新型コロナウイルス及びインフルエンザが、県内における感染症を原因とする死亡者数の１位、２位を占めている現状を踏まえ、早期診断・早期治療による重症化防止についてお願いいたします。

（２）入院医療について

・今後想定される感染拡大に備え、各医療機関の機能に応じて患者の入院を受け入れるための体制の構築を進めてください。

・院内感染対策については、手指衛生の徹底、適切な個人防護具の着用等の徹底が重要であり、こうした院内感染対策の例は厚生労働省ウェブサイトに掲載されているので参考としてください。

※厚生労働省ウェブサイト

「医療機関における院内感染対策について」

https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000845013.pdf

「新型コロナウイルス感染症の院内感染に関する保健所への報告及び相談について」

https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001271040.pdf

・特定の医療機関に負担が偏ることがないよう、症状悪化の際の医療機関からの入転院（いわゆる上り搬送）及び症状軽快の際の退転院（いわゆる下り搬送）に関して、改めて日ごろから関係のある医療機関との役割分担の確認をお願いいたします。

・病床ひっ迫下の上り搬送、下り搬送を円滑に行うためには、医療機関の入院患者数の共有が必要であり、また、県内の総入院患者数を県民に情報提供することで、新型コロナの感染拡大状況や医療機関の負担を県民がより理解できることから、コロナ入院患者数の G-MIS への日次入力が重要であると考えます。昨夏及び昨冬の新型コロナ感染拡大時における対応と同様に、県が新型コロナウイルス感染拡大注意報を発令した際は、各病院におかれましては、土日を除く日々の入院患者数と、そのうちの人工呼吸器管理中の患者数の２項目について、G-MIS への入力をお願いいたします。なお、当該入力結果について昨冬と同様に県において集約しｅメール等により共有します。

（３）インフルエンザワクチン及び既に実施されている麻しん風しんワクチン並びに RS ウイルスワクチン接種検討の勧奨について

・今季のインフルエンザは流行の開始が早いため、長く流行が続くおそれがあります。高齢のかかりつけ患者に対して、予防及び重症化防止の観点からインフルエンザワクチン接種の検討を一層促していただきますようお願いいたします。また、未就学児を中心に小児もインフルエンザの重症化や入院が多い年代ですので、定期接種ではありませんがインフルエンザワクチン接種の勧奨をお願いします。

・麻しん（はしか）は 2025 年から流行が続き、2026 年はすでに昨年の患者数を超えており、海外の流行地域だけでなく、国内でも感染の恐れがあります。特に、定期予防接種前の０～１歳児は、重症化するリスクがあります。ワクチンの効果は非常に高く、予防接種を２回受けていれば感染するリスクがかなり低下します。麻しん風しんワクチンの定期接種（１歳（第１期）、小学校入学前年度（第２期））をまだ受けていないかかりつけ患者に対してワクチン接種の検討を一層促していただきますようお願いいたします。

・2026 年度から、妊婦を対象とした RS ウイルス母子免疫ワクチンの定期接種が開始されました。妊娠中にワクチンを接種することで、胎児に胎盤を通じて抗体が移行し、生後早期の乳児を RS ウイルスから守る事が可能です。現在、RS ウイルス感染症

が乳幼児で流行中ですので、対象となる妊婦に対して、ワクチン接種の検討を一層促していただきますようお願いいたします。

・なお、ワクチンの供給状況については、厚生労働省のウェブサイトに掲載されているので参考としてください。
※厚生労働省ウェブサイト
「ワクチンの供給状況について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou03/index_00002.html

（４）抗インフルエンザ薬等の処方薬や検査キットについて

・インフルエンザや新型コロナに対する抗ウイルス薬や、ARI 全般の対症療法薬として使用される解熱鎮痛薬、鎮咳薬（咳止め）、去痰薬、トラネキサム酸については、今冬の感染拡大に対応し、必要な患者に必要な医薬品が広く行き渡るよう、需給状況を踏まえて当面の必要量に見合った適切な在庫を確保することとし、過剰な発注を控えていただくほか、明らかに有効期限内に使用される見込みがある場合は、前回納入製品よりも製造ロットが古いことをもって納入を拒否することを慎みいただくとともに、供給状況によって他社製品や代替薬の使用などに御配慮いただきますようお願いいたします。

・また、抗原定性検査キットについても、一定期間内に必要となる数量を見据えて、必要な数量をあらかじめ計画的に発注いただき、供給状況によっては他社製品の使用などに御配慮いただきますよう併せてお願いいたします。

・なお、各製造販売業者における在庫状況及び各医薬品卸売販売業者における取扱状況について厚生労働省のウェブサイトに掲載されているので参考としてください。
※厚生労働省ウェブサイト
「抗原定性検査キットの各製造販売業者における在庫状況及び各医薬品卸売販売業者における取組状況」
https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001584499.pdf

・抗インフルエンザウイルス薬等の安定供給については別添の「抗インフルエンザウイルス薬等の安定供給について（令和８年 10 月８日付け医政産企発 1008 第２号・感感発 1008 第３号厚生労働省医政局医薬産業振興企画課長及び健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長連名通知)」（資料６）により別に通知もありましたので、御参考いただきますようお願いいたします。

（５）年末年始に向けた地域の医療体制準備の検討について

・昨冬と同様、流行時期が医療機関の年末年始の休診時期と重なることが懸念されますので、「医療情報ネット（ナビィ)」の活用等による近隣の医療機関間での休診情報の共有や、可能な範囲での地域での患者受け入れ体制の確保についての御検討をお願いいたします。

（６）高齢者施設における対応について

・感染拡大時の医療提供体制を確保するため、高齢者施設の運営等にかかる県の規則※に則り、高齢者施設では、当該施設の利用者に関する症状軽快の際の転院（いわゆる下り搬送）の受入要請があった際には、新型コロナ等の感染歴を理由とした受入拒否を行わないよう、別添写しのとおり依頼しておりますので御承知おきください。

※令和６年３月 28 日の改正により、以下の規定が追加されています。

> 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する規則
> （平成 25 年静岡県規則第 10 号）
>
> （協力医療機関等）
> 第 31 条
> ５　指定介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

上記と同様の規定が次の高齢者施設の規則にも追加されています。

・介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、特定施設入居者生活介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所、認知症対応型共同生活事業所

（７）その他：国備蓄医療用手袋の販売について

・中東情勢の影響により医療用手袋の入手が困難な状況が一時的に発生したため、５月から国は、備蓄医療用手袋を計 7000 万枚放出し、緊急配布要請を通じて医療機関に販売をしておりました。

・今般、当該要請件数が落ち着いてきたことも踏まえて、10 月６日から、国備蓄医療用手袋は、アスクル社の国備蓄品の販売サイトより、対象や数量を限定せずに自由に購入できるようになりましたのでお知らせします。

担　　当　感染症対策班
電話番号　055-928-7273